

欧州委員会、標準必須特許など知的財産に関する一連の規則案を発表

2023年4月27日

JETRO テュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、2023年4月27日、企業、特に中小企業（SMEs）が発明を最大限に活用し、新技術を活用し、EUの競争力と技術主権に貢献するための一連の規則案（1. 標準必須特許（SEP）、2. 強制実施権、3. 補充的保護証明書（SPC））等を発表した旨、プレスリリース等にて公表した。本ニュースでは、1. 標準必須特許（SEP）に関する内容を記載する。

本プレスリリースのうち、標準必須特許（SEP）に関する概要は以下のとおり。

- ・ 標準必須特許（SEP）とは、標準化団体（SDO）が採択した技術標準の実施に不可欠とされた技術を保護する特許。
- ・ 標準に準拠した製品を作るために、実施者は関連する「必須」特許を使用することが義務付けられている。このような特定の特許による独占は、SEP所有者が公正、合理的かつ非差別的（FRAND）な条件でこれらの特許のライセンスを約束することでバランスをとり、実施者が市場にアクセスできるようにする。
- ・ 現在の制度は、長年にわたり、透明性、予見可能性の欠如により、長引く紛争や訴訟に悩まされてきた。2020年の知的財産行動計画¹において、欧州委員会は訴訟に頼るのではなく、誠実な交渉を奨励する、より明確で予見可能な枠組みの必要性を強調した。
- ・ 提案されている SEP ライセンス枠組みの主な目的は以下の 2 つ：
 - ✓ EU の SEP 所有者と実施者の双方が、EU 内で技術革新を行い、EU 内で製品を製造・販売し、グローバル市場で競争力を持つことを保証する。
 - ✓ 中小企業や消費者を含むエンドユーザーが、最新の標準化技術に基づく製品から公正かつ合理的な価格で利益を得られるようとする。
- ・ 提案されている SEP ライセンスの枠組みは、SEP ポートフォリオ、累積ロイヤリティ（複数の保有者の特許が関係している場合）に関してさらなる透明性を提供し、当事者がライセンスの FRAND 条件について合意するための、より効率的な手段を可能にするものである。提案では、SEP の登録、データベース、必須性判断、SEP の累積ロイヤリティに関する専門家の意見、費用のかかる訴訟に代わる調停による FRAND 決定、中小企業支援策、欧州連合知的財産庁（EUIPO）への「コンピテンスセンター」の設置といった側面に関する措置を導入している。

¹ <https://ec.europa.eu/docsroom/documents/43845>

(詳細は、「[2020年11月25日付の欧州知的財産ニュース](#)」等を参照)

- ・ 本規則案は、発効後に公表されるすべての規格に適用される。ただし、欧州委員会は、それぞれの SEP ライセンスが域内市場の機能に影響を及ぼす重大な困難や非効率をもたらさない状況において、どの標準、実施、ユースケースをロイヤリティ設定および FRAND 調停プロセスの対象から除外するかを決定することになる。逆に、同規則の発効前に発行された規格は、SEP のライセンスにおける非効率性による特定の市場の歪みによって欧州委員会がその適用範囲に含めることを決定しない限り、その対象とはならない。

標準必須特許（SEP）の規則案（COM(2023) 232 final）の概要は以下のとおり。

＜目的・対象範囲＞

- ・ 本規則は、標準必須特許（SEP）のライセンス供与に必要な情報に関して、透明性を高め、SEP の登録、登録された SEP の必須性判断、FRAND 決定に関する手続を定める（第 1 条第 1 項）。
- ・ 標準化機関によって発行され、SEP 保有者が FRAND 条件でライセンスすることを約束し、ロイヤリティフリーではない SEP に適用される（第 1 条第 2 項）。

＜コンピテンスセンター＞

- ・ EUIPO 内に設置するコンピテンスセンターの主な業務は以下のとおり（第 3 条）。
 - ✓ SEP に関する電子登録及び電子データベース管理
 - ✓ 評価者（登録された SEP の必須性を判断）及び調停人（累積ロイヤリティの決定や FRAND 決定を調停）の名簿作成・管理及びトレーニング
 - ✓ SEP に関する判例、ロイヤリティ等の情報収集
 - ✓ 中小企業に対する SEP に関する研修・支援・助言

＜SEP の登録情報＞

- ・ SEP 登録の具体的な内容は、例えば以下のとおり（第 4 条）
 - ✓ 標準関連情報：標準の版、特許と関連する標準文書の箇所、製品、プロセス等
 - ✓ 特許関連情報：登録国、特許番号等の基礎情報、保有者情報
 - ✓ 標準化機関と約束している FRAND ライセンス条件への言及

＜SEP 登録の流れ＞

- ・ SEP 保有者による標準の通知により、コンピテンスセンターが登録・公表（第 19 条第 1 項）
- ・ 公表された標準に係る SEP を保有者はコンピテンスセンターに登録（第 20 条第 1 項）
- ・ 登録申請の期限は通知の公表から 6 月以内または知的財産庁による特許の付与から 6 月以内（第 20 条第 3 項）
- ・ コンピテンスセンターに対し、期間内に通知されなかった SEP は、登録簿に登録されるまで、EU 加盟国の管轄裁判所で執行できない。ロイヤリティや損害賠償を求める権利を有しない（第 24 条）

＜累積ロイヤリティ＞

- ・ SEP 保有者は、コンピテンスセンターに対し累積ロイヤリティ（特段の指定がない場合はグローバルな累積ロイヤリティ）を標準に関する情報等とともに通知することができる（第 15 条）。
- ・ 標準発行後 90 日以内など期限内に、ある標準に関する全 SEP の少なくとも 20% を占める SEP 保有者はコンピテンスセンターに調停人の任命を要請できる（第 17 条）。
- ・ 専門家にグローバルな累積ロイヤリティに関する拘束力のない意見を求めることができる（第 18 条）。

<必須性判断>

- ・ 標準文書に基づき、評価者が必須性判断を実施する。結果は法的拘束力無し（第 28 条）。
- ・ コンピテンスセンターは登録 SEP からサンプル（必須率判断が可能な統計的に優位な数）を選択して、評価者が必須性判断を実施する。 選択結果は SEP 保有者に通知（第 29 条第 1、2 項）。SEP 保有者及び実施者は、毎年最大 100 件の登録 SEP の必須性判断を自主的に提案可能（第 29 条第 5、6 項）。
- ・ SEP 保有者は、クレームチャートなどの追加情報を提出できる（第 29 条第 2 項）。
- ・ 評価者は SEP 保有者に意見提出を求めることができる（第 31 条）。
- ・ SEP 保有者は他の評価者による相互評価を求めることができる（第 32 条）。
- ・ 必須性判断の結果は、理由付き意見及び最終理由付き意見と共に公表（第 33 条）。

<FRAND 決定>

- ・ 登録簿に記載された標準に関する FRAND 決定（FRAND 条件を評価し決定） は、加盟国の管轄裁判所に対する SEP 侵害請求の開始前に SEP 保有者によりまたは加盟国の管轄裁判所において SEP ライセンスの FRAND 条件の決定または評価を要求する前に SEP 実施者により開始されるものとする（第 34 条第 1 項）。
- ・ FRAND 決定は、コンピテンスセンターに書面を提出することで開始される。（第 36 条）。
- ・ FRAND 決定の期間は、被請求者の応答から原則として 9 月以内とする（第 37 条）。
- ・ コンピテンスセンターは、FRAND 決定のため少なくとも 3 名の候補者を提案し、当事者はその中から 1 名を調停人として選任（第 39 条）
- ・ 調停人は、当事者が FRAND 決定に到達するための努力を支援（第 45 条）
- ・ 調停人が必要とする場合や当事者が要求する場合、口頭審理を開催（第 53 条）
- ・ 調停人は、FRAND 決定後、書面による報告を行う（第 57 条）

本規則案に対して、2023 年 4 月 27 日から 2023 年 6 月 23 日（ブリュッセル時間深夜）までの期間、意見募集ページ内（[Give feedback](#)）より、ログインして意見を提出することができる（初回は登録要）。提出された意見は、欧州委員会がとりまとめ、欧州理事会と欧洲議会に提出され、立法過程で参考とされる。

本規則案は、公表前にリーク文書が流れるなど、多数の利害関係者の注目を集めていたものである。標準必須特許に関しては、従来から SEP 保有者と SEP 実施者との見解に隔たりが大きく、何らかの強制力のあるルールを提示することは、いずれの立場の関係者から見ても批判にさらされることは明らかであったといえる。先日リークされた文書に対しては、主に、SEP 保有者側とみられる者から批判が多くなされていた。

今後、本規則案の発効に向けて、意見募集結果を参考にしつつ、欧州理事会と欧州議会とで審議がなされるが、引き続き審議内容について注目していきたい。

— 欧州委員会によるプレスリリース等は、以下参照 —

(プレスリリース)

[Intellectual property: harmonised EU patent rules boost innovation, investment and competitiveness in the Single Market](#)

(SEP 規則案)

[COM\(2023\)232 - Proposal for a regulation of the European Parliament and of the Council on standard essential patents and amending Regulation \(EU\) 2017/1001](#)

(Q&A)

[Questions and Answers on Standard Essential Patents](#)

— SEP に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

- [欧州委員会、標準必須特許（SEP）に関するパブリック・コンサルテーションを開始（2022年2月15日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、標準必須特許（SEP）の新たな枠組みに関するイニシアチブの計画等を公表（2021年7月15日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、標準必須特許（SEP）のライセンシング及び評価に関する専門家グループの活動報告書を公表（2021年2月26日）（PDF）](#)
- [デュッセルドルフ地方裁判所、標準必須特許のライセンス交渉に関する質問を欧州連合司法裁判所に付託（2020年11月27日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、知的財産に関する行動計画を採択・公表（2020年11月25日）（PDF）](#)
- [英国最高裁判所、英国の標準必須特許（SEP）のグローバルライセンス等に関する2つの事件につき、上告を棄却（2020年8月27日）（PDF）](#)
- [英国控訴院、標準必須特許\(SEP\)に係る FRAND ライセンシング条件をめぐる Unwired Planet v. Huawei 事件について控訴を棄却（2018年10月23日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、標準必須特許（SEP）に係る専門家グループの立ち上げを開始（2018年7月9日）（PDF）](#)
- [欧州委員会、知的財産権保護及びイノベーションの強化に係る対策を公表（標準必須特許（SEP）に係るガイダンスを含む）（2017年11月29日）（PDF）](#)
- [欧州連合司法裁判所、標準必須特許権侵害の救済をめぐるデュッセルドルフ地方裁判](#)

[所の付託質問に対して判決（2015年7月17日）（PDF）](#)

- 知的財産に関する行動計画についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
 - [欧州委員会、知的財産権の強制実施権に関する報告書を公表（2023年2月13日）（PDF）](#)
 - [欧州委員会、意匠保護に関する法律を近代化するための提案を採択（2022年12月16日）（PDF）](#)
 - [欧州委員会、特許の強制実施権の枠組みについての意見募集を開始（2022年4月5日）（PDF）](#)
 - [欧州委員会、意匠の保護及びEU全体での非農産品の地理的表示の保護に関するパブリック・コンサルテーションのサマリーレポートを公表（2021年10月27日）（PDF）](#)
 - [欧州委員会、意匠の保護及びEU全体での非農産品の地理的表示の保護に関するパブリック・コンサルテーションを開始（2021年5月4日）（PDF）](#)
 - [欧州委員会、知的財産に関する行動計画を採択・公表（2020年11月25日）（PDF）](#)
 - [欧州委員会、知的財産行動計画策定に向けた意見募集を開始（2020年7月14日）（PDF）](#)
 - [欧州委員会、意匠制度に関するコンサルテーションを開始（2018年12月20日）（PDF）](#)

(以上)